		会	葡萄	<u></u>	<b></b>	录	
行田市	教育委員会	令 和	3 年	第 4	□	3 月	定 例 会
招集年月日	令和3年3	月25日 (7	木)	開会	場所		i産業文化会館 A会議室
開閉の時刻	開会 3月2	25日(木)	午後	2時00	分	教育長	鈴木トミ江
及び宣言者	閉会 3月2	25日(木)	午後	4時00	分	教育長	鈴木トミ江
教育長	鈴木トミ江	教育長職務	5代理者	岸田	昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名			摘		要	
1	鈴木 トミ江						
2	岸田昌久						
3	鹿山高彦						
4	飯塚 千十世						
5	大澤惠子						
	議事参	与	者			書	記
学校教育部县	툿	吉田	悦生		書 記	長 諸	貫 忠秋
生涯学習部長	麦	藤井	宏美		書記次	:長 上	野恵美子
学校教育部	学校教育部参事				書記	久	積 史明
兼学校教育	<b>育課長</b>	荻原	章				
学校教育部份	欠長						
兼教育総務	兼教育総務課長		忠秋				
学校教育部副	訓参事	今成	健				
学校給食セン	/ター所長	小林	誠				
ひとつくりま	<b>支援課長</b>						
兼スポーツ振興課長		野口	啓司				
文化財保護詞	中島	洋一					
教育文化センター所長							
兼中央公民館長		杉山	孝義				
郷土博物館長		鈴木紅	已三雄				
図書館長							
兼視聴覚ライブラリー館長			誠				
教育研修センター所長		斎藤	操				

会議事件名		顛 末	
		市民憲章唱和(省略)	
会		教育長 今回は、議案15件、日程第1・議案第12号は、人であることから非公開とし、その他の案件は公開としていか。	
		【全委員承認】	
議		教育長 日程に先立ち、2月定例会及び臨時会の会議録につい 局に報告を求める。	いて事務
0		書記次長 2月定例会及び臨時会、会議録報告	
進		教育長何か意見等はあるか。	
		【全委員承認】	
行	議案第13号 令和3年度行田市教育行	教育長提案、書記次長議案朗読	
	政重点施策について	教育総務課長 事前に素案を確認していただいた各委員の意見をもる したものが、本日の案となっている。	とに修正
状		先の総合教育会議でも審議いただいた第2次行田市教に基づき、6つの基本方針ごとに取り組む令和3年度の策となるもので、◎と○があり、◎が最重点施策として	の重点施
況		価の対象となるものである。 事前にいただいた意見及びその回答をまとめた資料 き説明する。(内容別紙関係資料のとおり)	
		教育長何か意見等あるか。	

	岸田委員 学力向上支援教員の配置、学校ICT活用推進事業の指標に 全国学力・学習状況調査結果で県平均を上回る教科数とある。 何が県平均を上回るのかとの質問に正答率とある。指標には正 答率という言葉がないのはどのような考えか。
会	学校教育課長 国の調査では正答率の割合しかでてこないため、正答率とし ている。
議	岸田委員 市長は数値を比較することを望んでいる。指標のゴールが変 わることのないよう、また動かすことのないようお願いする。
0	学校教育課長 今までは県平均を100とした行田市の数値を指標とし、記載していたが、県平均を上回ったかどうかとした。県平均をゴールとしている。
進	岸田委員 一般の人が誤解しない、させないような表記をお願いする。
行	鹿山委員 学校設備改修事業について、牛乳は鍵のかかる牛乳保冷庫で 保管しているということだが、牛乳以外の管理はどのようか。
状	学校給食センター所長 学校ごとにコンテナにて密封状況で配送し、各学校の配膳員 が受け取る形になっている。
況	鹿山委員 実情はどのようか。
	学校教育課長 例えば、大きい学校の場合は、配膳室も階ごとにあり、配膳員 の配置がないため、給食担当の教員が4時間目を空き時間とし、 管理する等の対応をしている現状もある。

	<u> </u>	I
		岸田委員
		主食はコンテナに入っていない。管理をしっかりお願いする。
		   教育長
		管理について、指導していく。
		岸田委員
		コロナの影響により中止になった事業が多い。教育水準が下
会		がったままにならないようお願いする。
		様々な事業の復活は市民の願いでもある。配慮をお願いする。
		【全委員承認】
議		L L A A A A HUI
	   議案第14号	   教育長提案、書記次長議案朗読
	行田市教育委員会文書管理	
	規則の一部を改正する規則	教育総務課長
の	について	議案第14号は、教育委員会における行政文書の取扱いにつ
	議案第15号	いて定めるものであり、国の制度や市長部局の規則に定める内
	行田市教育委員会文書管理	容との整合を図るために、改正を行おうとするものである。
	規程の一部改正について 	第2条は用語の定義に関する内容であり、第1号「文書」につ
進		いては、「組織的に用いるものとして、教育委員会が保有してい
		るもの」の文言を追加するものである。 第2号は「電子文書」の定義であり、総合行政ネットワーク
		LGWAN において、行政同士の文書交換システムが廃止された
行		ことから、その内容を削除するものである。
, ,		第7条第4項は、文書の保存期間に関する起算日の規定であ
		り、年度終了後の出納整理期間に処理された文書の規定を追加
		するものである。
状		施行期日は交付の日とし、令和3年4月1日から適用するも
		のである。また、経過措置として、保存期間に関し、すでに保存
		されている文書も改正後の規則により取り扱うこととするもの
		である。
況		次に、議案第15号も、文書管理の手続きを定めているもの
		であり、規則同様に、他の制度との整合を図るための改正であ
		る。 第2条、第4条、第10条、改正前の第22条、第23条、第
		第 2 条 、 第 4 条 、 第 1 0 条 、 以正前 の 第 2 2 条 、 第 2 3 条 、 第
		2 I AIS、MULITERT / I DOWAIN ワマハ/ A及文(C.s.

る、電子文書に関する定めの削除である。 第13条において、文書を作成発出する際に、記 ごとの記号について、組織改正に合わせて変更する	
	コナトレップロ
ごとの記号について、組織改正に合わせて変更する	記載する別属
	ものである。
附則で、令和3年4月1日を施行期日とするも <i>0</i>	つである。
何か意見等あるか。	
会飯塚委員	
総合行政ネットワーク LGWAN のシステム変更し	こよる電子文
書に関する部分の削除ということだが、代わりはる	どうなったの
カゝ。	
議	
	-カ LGWAN
は存在するが、その中の文書交換システムがすでし	
の  「なりはかられ、この「の人員人族シンパーにかりている。現在はそのシステムを使用し、特別に作品	
存在しないため削除するもので、通常の文書として	
る状況である。	
進	
第2条に教育委員会が保有しているものをいう。	とあるが、コ
ピーなどは該当するのか。	
個人が作成しただけでは行政文書として取り扱	っ っれず、それ
を教育委員会が組織として活用、取扱うものという	
コピーの扱いは情報管理、個人情報保護の観点から	
状 ことが大前提となる。	
【全委員承認】	
行田市教育委員会事務処理	
規則の一部を改正する規則し教育総務課長	
について これら5議案は、生涯学習部ひとつくり支援課力	及びスポーツ
議案第17号 振興課が機構改革により、生涯学習スポーツ課と	して統合され

行田市教育委員会事務決裁 規定の一部改正について 議案第23号

行田市まちづくり出前講座 実施要綱の一部改正につい て

# 議案第24号

行田市放課後子ども教室事 業実施要綱の一部改正につ いて

#### 議案第25号

行田市有害図書等規制条例 施行規則の一部を改正する 規則について

議案第18号

行田市学校運営協議会委員 の委嘱・任命について ることに伴い、必要な改正を行うものである。

議案第16号は、教育委員会の組織について定めたものであり、名称変更のほか、部長以下の職の設置や職務内容に関する 規定について、市長部局の規定に合わせ整理するものである。

議案第17号は、事務の決裁権限について定めたものであり、 機構改革により課の名称を変更するほか、専決できる事業について、制度の見直しや廃止を反映させるものである。

議案第23号、第24号、第25号は、現在のひとつくり支援 課が所管する事務事業であり、いずれも課の名称を改めるとと もに、用語の整理を行うものとなっている。

これら5議案はいずれも、施行期日は令和3年4月1日となる。

#### 教育長

何か意見等あるか。

### 【全委員承認】

教育長提案、書記次長議案朗読

#### 教育総務課長

本案は、平成29年度にコミュニティスクールとなった小学校5校と中学校1校及び令和元年度からスタートした中学校2校の学校運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員の委嘱または任命を行おうとするものである。保護者や地域住民、学識経験者につきましては委嘱、当該学校の校長及び教職員は任命となる。

学校から推薦された89名に委員に就任いただく。任期は、 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となる。

なお、校長及び教職員については、人事異動等による変更が 生じた場合には、後任者がその任にあたることになる。

#### 教育長

何か意見等あるか。

### 大澤委員

議案の名簿と参考資料の選出区分はどちらが正しいのか。

### 教育総務課長

議案の名簿が正しい。参考資料は後日、提示する。

### 大澤委員

校長を任命しない学校があるがどういうことか。

# 教育総務課長

必ず委員にということではない。ただ、校長にはどちらにせ よ携わっていただいている。

### 鹿山委員

保護者を委嘱していない学校があるがどういうことか。

### 教育総務課長

昨年は3年生の保護者で卒業しても継続して委嘱するという ことで捉えている。

### 飯塚委員

若い人が少ないので、参加していただけるようにすることも必要である。文部科学省も推進していくべきとしている制度であり、地域、保護者、学校の代表からなるCSは、学校再編等においても連携協働してほしい。もっと幅広い地域や保護者の参加により、地域全体で子供の成長や地域を創生していくことが推奨されている。地域とともにある学校になれば地域の活性化につながり、住みたい地域になる。親がその学校に通わせたい、子供も通いたい、教員も働き甲斐にもつながる。意思のある方が集まりCS活動を行っていってほしい。

#### 教育総務課長

さまざまな地域の団体と学校を結びつける、またその学校だけではなく広く見てもらえるような人材の配置が課題であり、地域とともにある学校は大事であり、それに向け取り組んでいく。

### 【全委員承認】

# 議案第19号

令和3年度使用点字教科書 について

#### 教育長提案、書記次長議案朗読

### 学校教育課長

本議案は、令和3年度泉小学校に全盲の児童が入学する予定であり、該当児童に適した学習を行うにあたり、点字教科書を使用する必要があるため、案の通り点字教科書の採択をするものである。

なお、保護者と協議の上、まずは点字の基本から学び、読むこと書くこと、点字をうつことから学ばせることを中心とし、国語のみ点字教科書を使用することとした。他教科については、他児童に給与される一般的な教科書を使用するが、該当児童の実態に合わせて、指導法の工夫を図りながら、適切に指導していく予定である。

# 教育長

何か意見等あるか。

### 鹿山委員

点字教科書は基の教科書のどのくらいの内容が掲載されているのか。

### 学校教育課長

1年生の国語の教科書については、漢字も含め、ほぼそのま ま掲載されている。

# 鹿山委員

教員が補助教材を点字で作成できるようなものを購入するのか。

### 学校教育課長

点字を打つタイプライターを用意しており、点字が読めるようになったら、点字で補助教材等を作成していく。

#### 【全委員承認】

議案第20号

行田市英語検定料補助金交

教育長提案、書記次長議案朗読

### 付要綱の制定について

# 学校教育課長

令和3年度より市内に在住・在学する生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上及びグローバル人材の育成を図ることを目的として、英語検定受験料の補助を実施するため、英語検定料補助金の要綱を制定するものである。

なお、補助金の助成対象となる英語検定の級は、公益財団法 人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級から3 級までとなる。

また、市内に在住または在学する中学校3年生を対象とし、 当該年度2回まで、1人につき2,000円を助成する。 附則で、令和3年4月1日を施行期日とするものである。

#### 教育長

何か意見等あるか。

### 鹿山委員

中学3年生に限定した理由はどのようか。

### 学校教育課長

受験に向けて、英語の力を高めさせたい。また早い時期から という検討もしたが、2回の補助ということで、中学3年とし た。状況を見ながら、今後学年の拡大も検討していく。

# 鹿山委員

もう少し早い時期でもよいと考える。

#### 飯塚委員

保護者に支給するため、保護者はうれしいが、それが生徒の 意欲向上になるのか。

#### 学校教育課長

受けたいけどそれが叶わない生徒も一部いるのではないかと 思う。補助があるということで親にも言いやすくなるという考 えもある。

### 大澤委員

申請において、教員の手を煩わせないようお願いする。また

制度の周知もしっかりとお願いする。

### 学校教育課長

教員の手を煩わせないよう配慮していく。

### 【全委員承認】

#### 議案第21号

行田市公立学校医の解職に ついて

議案第22号

行田市公立学校医の委嘱に ついて 教育長提案、書記次長議案朗読

### 学校教育課長

議案第21号は、学校医として行田中学校に勤務されている 北畠雅人医師及び北小学校他11小中学校に勤務されている坂 本英世医師から学校医を辞退したいとの申し出があったため、 解職するものである。

北畠医師は、平成6年から行田中学校の内科の学校医として 委嘱され27年にわたり学校保健の向上に尽力された。

坂本医師は、昭和60年から眼科の学校医として委嘱され36年にわたり数多くの学校に勤務し学校保健の向上に尽力された。

議案第22号は、学校医の解職に伴い、新たに行田市医師会から推薦のあった石橋健医師を学校医として委嘱するものである。

石橋医師は、眼科の学校医として桜ケ丘小学校を担当する。 解職される北畠医師及び坂本医師が担当していたその他の学校 については、参考資料のとおり、現学校医が担当校を変更して 受け持つこととなっている。

# 教育長

何か意見等あるか。

#### 大澤委員

北畠医師は皮膚科の医師ではないのか。

#### 学校教育課長

皮膚科が専門であるが、学校の内科医として勤務いただいていた。

# 飯塚委員

石橋医師の勤務先はどこか。

### 学校教育課長

行田中央総合病院と月夜見眼科で診療を行っている。

### 【全委員承認】

# 議案第26号

行田市伝統芸能保存継承事 業補助金交付要綱の制定に ついて 教育長提案、書記次長議案朗読

#### 文化財保護課長

本要綱は、本市において、継承されてきた郷土の伝統芸能である獅子舞並びに子供を主体としたお囃子の保存、普及及び継承を行う団体に補助金を交付することについて、行田市補助金等交付規則に定めるもののほか必要な事項を定めるため、制定しようとするものである。

伝統芸能である獅子舞や子供を主体としたお囃子等の保存、 普及及び継承を行う団体への補助金の交付は、すでに平成4年 度より行っており、これまでは「行田市伝統芸能育成交付要項」 に基づいて補助金を交付してきた。

しかしながら、内規に基づく補助金の交付では、広く周知されづらく、行政の公平性・透明性の点で疑義を抱かれかねない 懸念があること、コロナ禍で継承の危機にある民俗芸能保存団 体に市の補助制度を広く周知していただきたいことなどから、 内規を廃止し、要綱を制定しようとするものである。

第1条で趣旨、第2条で補助対象団体を規定しており、補助対象となるのは、県もしくは市の文化財指定を受けている6つの獅子舞保存団体、市内で地域の児童・生徒にお囃子を継承する活動を行っている団体で、これまでの内規と補助対象団体はほぼ同じである。

第3条で補助対象事業、第4条で補助金の額、第5条で書類の整備等について規定しているが、いずれもこれまでの内規の 規定とほぼ同じである。

よって今回の要綱の制定によって、これまで補助金の交付対象となっていた団体の活動に、何らかの悪影響が出ることはないものと考えている。

むしろ今回の要綱の制定で、市の伝統芸能への支援策が明確

になるとともに、伝統芸能の存在と保存団体等の活動が、広く 周知されるようになるものと思われる。

なお、この要綱は令和3年4月1日を施行期日とするもので ある。

### 教育長

何か意見等あるか。

# 大澤委員

補助金の額は十分なのか。

#### 文化財保護課長

すべての団体において十分とは言えないが、通常の活動においては十分であると考えている。しかし、修理等は高額となるため、別の補助金を案内している。

### 大澤委員

発表の場が大事である。その周知等はどのようか。

### 文化財保護課長

地域での発表の他、忍城時代まつりに参加いただいており、 市報やホームページで周知を行っている。

#### 岸田委員

道具の修理等の際、教育委員会の知識、情報提供をお願いしたい。コロナ禍であるが、各団体の活動状況はどのようか。

# 文化財保護課長

コロナ禍であり、発表の例はないが、馬見塚の獅子舞は内輪 で演舞を行った。他の団体は道具の修理等を行っている。練習 は行っており、活動の補助金としては問題ない。

#### 岸田委員

片原の手踊りへの補助はないのか。

### 文化財保護課長

平成4年時は活動していたが、ここ十年活動されていない状

況である。

### 大澤委員

後継者等の育成はどのようか。

### 文化財保護課長

それぞれの団体の取組みによる部分が多いが、小さいときから親しむことが大人の活動につながっている。またそれぞれの 団体の交流での情報交換も役に立っていると考えている。

### 岸田委員

活動時間が夜なので、保護者の協力も大事である。

# 鹿山委員

設立後3年を経過しているものとしないものとわけているの はどのようか。

今年活用しないから次年度に積み立てるということは可能 か。

### 文化財保護課長

以前から設立3年は支援するという制度であるものを継承し た形となっている。

補助金として、積み立ては不適切である。

### 【全委員承認】

これより非公開とする。

# 議案第12号 行田市教育委員会所管人事 について

(非公開)

### 【全委員承認】

### 教育長

以上で本日の定例会を閉会とする。

	2	の他特に重要と認める事項
1	次回定例会開催予定日	令和3年4月22日(木) 午後2時00分
		行田市教育委員会 2 A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員